

NAMSUNG SHIPPING JAPAN, LTD.

TOKYO : KANDA TOKURIKI BLDG., 1F, 9-12, KAJICHO 2-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO, 101-0044, JAPAN
OSAKA : OSAKA-KENDAI BLDG., 9F, 3-15, NISHIHONMACHI 1-CHOME, NISHI-KU, OSAKA, 550-0005, JAPAN

2023年10月27日

お客様各位

南星海運ジャパン株式会社

水産物輸出に関する B/L(S/I)魚種名記載のお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

韓国の水産品管理規定により、韓国向け、及び韓国積み替えとなる下記魚種については韓国当局への入港前申告が義務付けられております。適正な申告を実施するため、対象魚種をお船積みされる場合は B/L(S/I) Description 欄への 明確な品名記載 にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

▼対象魚種

| |
|--|
| 国際漁業機関の管理魚種： TOOTHFISH, BLUEFIN TUNA, SOUTHERN BLUEFIN TUNA |
| ロシア水域カニ類、エビ類及びその加工品： KING CRAB, SNOW CRAB, OPILIO CRAB, PANDALUS BOREALIS, NORTHERN SHRIMP, FAR EASE PINK SHRIMP, SUNA EBI |
| 韓国水域外の以下魚種： SAURY, COLOLABIS SAIRA, BOBO CROAKER, PSEUDOTOLITHUS ELONGATUS, LONGNECK CROAKER, PSEUDOTOLITHUS TYPUS |

▼B/L(S/I)記載 注意事項

品目に対象魚種が含まれる場合は Description 欄へ明記してください。(例:FROZEN FISH などの総称は不可)

複数品目や文字数の都合により Description 欄の記述がアタッチシートに分かれる場合、対象魚種についてはアタッチシートではなく必ず Description 欄の方へ記載してください。

※すべてを記載出来ない場合は、少なくとも内 1 種類を Description 欄へ明記してください

▼罰則

B/L 不備などにより韓国当局への申告が適正に行われなかった場合、罰金の対象となる場合があります。

以上

ご不明な点は弊社セールス / カスタマーサービスまでお問合せください。✉ support@nsl-japan.co.jp

NAMSUNG SHIPPING CO.,LTD. / DONGYOUNG SHIPPING CO.,LTD.

日本総代理店：南星海運ジャパン株式会社 (NAMSUNG SHIPPING JAPAN, LTD.)

<http://www.nsl-japan.co.jp>